

平成 27 年 12 月 16 日

大阪市民政局

担当：住民情報担当課長 谷

電話：06 - 6208 - 7326

マイナンバーの通知カードの送付先データ作成漏れによるカードの未送付について

大阪市において、天王寺区にお住まいの 1,977 名の方について、マイナンバーの通知カードの作成に必要な住民登録情報が地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」といいます。）に提供できていなかったため、通知カードが未送付であったことが 12 月 15 日に明らかになりました。

上記 1,977 名の方はもとより関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけするとともに、市民の皆様への信頼を損ねることとなったことに対しまして、深く反省し心よりお詫び申し上げます。

## 1 概要と事実経過

- 通知カードの作成にあたっては、市区町村から作成に必要な住民登録情報を J-LIS に提供することになっており、大阪市では J-LIS に提供する住民登録情報のデータの作成は業者に委託して行いました。
- 天王寺区役所において、郵便局に通知カードの配達完了の確認をした後も住民の方からカードが届いていない旨の問い合わせがあったことから、12 月 14 日に区役所から市民局に確認の依頼があり、市民局からの求めを受けて受託業者が調査し明らかになったものです。

## 2 原因

- 通知カードの送付は世帯単位で世帯主宛てに行われるため、J-LIS に提供するデータは世帯単位で作成することとされていますが、施設に入所しているため施設の所在地が住所地となっている児童等については住民票の世帯主欄は空欄となるため、当該住民票に関する提供データは、世帯単位で作成する作業のデータから除外し、別途作成する必要があります。
- J-LIS に提供するデータの作成作業は、10 月 2 日から 4 日にかけて、受託業者が住民基本台帳等事務システムから各区ごとに抽出したデータを基に行いました。
- その際、各区ごとに抽出したデータから世帯主欄が空欄となっているデータを除外する作業については、アプリケーションソフトウェアを使用して行われましたが、作業従事者が使用したソフトウェアの設定が「除外したデータが 50 件を超えるとその後のデータについて作業を中止する」という設定になっていたのを知らずに作業をしたため、除外データが 50 件を超えた 51 件目までの作業はされましたが、その後の作業がされないまま、提供するデータが作成されてしまいました。
- その結果、除外データが 51 件を超えた以降のデータについては、世帯単位のデータ、別途作成すべきデータのいずれもが作成されず、J-LIS に提供されなかった

ものです。

- J-LIS に提供されなかったデータについては、天王寺区にお住まいの 1,977 名の方のデータで、その内訳は世帯単位のデータが 1,280 世帯(1,967 名)分、除外し別途作成すべきデータが 10 名分となっています。
- 他の 23 区については、除外すべきデータが 50 件を超えていなかったため、こうした作成漏れは生じていないと考えられましたが、念のため、23 区についても、受託業者において改めてチェックし提供漏れのデータがないことを確認したところです。

### 3 対応

- J-LIS に提供できていない 1,977 名(1,280 世帯 1,967 名、世帯主欄空欄 10 名)の方については、通知カード作成に必要なデータを本日中に J-LIS に提供し、J-LIS において 12 月 24 日までに通知カードを作成し、作成後速やかに発送してもらうよう調整をいたしました。
- 前記 1,977 名の方に対しては、明日(17 日)中にお詫びと早急に個人番号が必要となる方にはお申し出いただければ個人番号が記載された住民票の写しをお渡しさせていただきます旨を書面で発送いたします。